（案）

琴浦町水道事業等の評価に関する具申書

令和８年　月　日
琴浦町水道事業等評価委員会

委員長

琴浦町附属機関条例第２条に基づき設置された琴浦町水道事業等評価委員会（以下「委員会」という。）は、琴浦町水道事業等評価実施要綱第２条に定める各評価事項について、これまで慎重かつ精力的に審議を重ねてまいりました。

本町の水道事業は、急速な人口減少と有収水量の減少に伴う料金収入の低迷に加え、昭和後期に整備された水道管路や施設の老朽化が進行し、災害対策や簡易水道統合に伴う更新費用が今後増大していくなど、極めて厳しい財政状況にあります。

このような状況下、当委員会は令和７年 11 月から計６回にわたり議論を重ね、経営の持続性と住民生活への影響のバランスを考慮した水道料金改定の方針を取りまとめ、ここに琴浦町水道事業等評価委員会設置要綱第２条の規定に基づき、町長へ具申いたします。

１．水道料金改定案の採択

（１）水道料金の改定率を、平均 30％増とする。
（２）水道料金収入に占める基本料金と水量料金の割合を、45：55（現行 37：63）まで基本料金割合を引き上げる。将来は、理論上の 56：44 まで引き上げるのが望ましい。
（３）水量料金は２段階の逓増制とする。
（４）水道料金の改定時期は、令和 10 年３月 31 日までとする。
（５）水道料金の見直しについては、（３年 or５年）毎に行うこと。

具申料金改定案における各口径の基本料金の改定前後比較（1 カ月あたり・税込表示）

量水器口径	現行				改定後				基本料金（量水器使用料含む）	
	基本料金（8 ㎥迄）	量水器使用料	合計	水量料金（8 ㎥超）	基本料金（8 ㎥迄）	量水器使用料	合計	水量料金（8 ㎥超）	増加額	増加率
13㎜	1,188 円	105 円	1,293 円	191 円/㎥	1,841 円	184 円	2,025 円	15 ㎥まで 195 円/㎥	732 円	57%
20㎜		290 円	1,478 円			508 円	2,349 円		871 円	59%
25㎜		356 円	1,544 円			623 円	2,464 円		920 円	60%
30㎜		528 円	1,716 円			924 円	2,765 円		1,049 円	61%
40㎜		660 円	1,848 円			1,155 円	2,996 円	16 ㎥以上 229 円/㎥	1,148 円	62%
50㎜		3,960 円	5,148 円			6,930 円	8,771 円		3,623 円	70%
75㎜		5,280 円	6,468 円			9,240 円	11,081 円		4,613 円	71%
100㎜		6,072 円	7,260 円			10,626 円	12,467 円		5,207 円	72%

（案）

２．料金改定に至った背景

本町が今後も安全な給水サービスを安定的に維持するためには、水道料金改定の実施が不可欠です。その背景には、本町の構造的・地理的要因に伴う高コストな維持管理体制があります。 本町は大山の裾野に位置する地理的特徴から、住民一人当たりの水道管路の長さ（単位管延長）が県内で４番目に長く、さらに居住区域が峰により分断されているため、配水区域も広範囲に分散しています。そのため、水源の井戸、配水池などの施設数が合計で 63 箇所と非常に多く、これらを適切に維持・管理するためには、全体の支出の約 93%を占める多額の維持管理費（固定費）が常時発生します。

しかし、現行の水道料金構造は基本料金割合が 37%に留まっており、残りの 63%を人口減により減少を続ける水量料金に依存した、脆弱な財政構造となっています。現行料金のまま放置した場合、令和９年度以降には収益的収支が赤字化し、令和 20 年代には資金が枯渇する見通しです。

耐震化や災害対策、旧簡易水道９地区の統合に伴う広範囲の維持管理といった資金を確保するためには、安定的な基本料金体系への再構築が避けられません。過度な企業債（借金）への依存を抑制し、自己資金を確保して「将来世代への負担の先送り」を減らしつつ、本町水道事業を持続可能なものとするために、料金改定は不可欠な選択です。

３．水道料金改定案の理由

本町水道事業は、人口減に伴う有収水量の減少が進む一方、管路や老朽施設の耐震化、災害対策の強化、さらに令和７年度に統合した旧簡易水道９地区の更新整備など、安全な給水を維持するための多額の資金需要に直面しています。持続可能な経営を築くためには、企業債への過度な依存を抑え、自己資金を確保する「収益的収支の黒字化」が必須であり、そのためには料金収入を現行から平均 30%引き上げることが必要であると結論付けました。

改定時期については、令和９年度以降には収益的収支が赤字化する見込みであり、令和９年度中の改定が必要です。

平均 30%の料金収入の引き上げを適用するにあたり、最も重要な論点となったのが基本料金と水量（従量）料金の回収比率です。本町で、いつでも安全な水が使える環境を維持するための固定的な経費（固定費）は全体の約 93%に達しますが、現行の基本料金割合は、料金収入全体の 37%程度に留まり、残り 63%を今後も減少を続ける水量料金に依存しています。減少を続ける水量料金に左右されず、維持管理費を安定回収し、施設を水道使用者みんなで平等に支え合うには基本料金割合の引き上げが不可欠です。

公益社団法人日本水道協会が策定した「水道料金算定要領」に基づいた、理論的な総括原価に基づく算定結果では、水道料金収入全体に占める基本料金の割合は 56%です。しかしながら、この割合を一度の改定でそのまま適用した場合、本町の約４分の１を占める口径 13㎜かつ基本水量（８㎥）以下の低使用水量層（主に一人暮らし世帯や高齢者世帯など）において、基本料金が約 95%（月額約 1,230 円）も増加するなど、急激な負担増を招くことになります。 委員会での審議においては、こうした特定の利用者層や、生活水準の維持において配慮を要する住民の皆様への影響を考慮すべきであるとの意見が数多く出されました。 そこで当委員会は、住民負担の激変緩和を図る観点から段階的に移行することが妥当であると判断し、経営の安定化と住民生活への影響を考慮し、その第一歩となる「基本料金割合 45%」が最適であるとの結論に達しました。

また、近年の社会経済情勢の急激な変化や物価の不確実な変動に対応するため、水道料金の見直しを（３or５）年毎に行うことを望むものです。

４．具申に至る審議過程

開催時期	主な審議内容
第１回（令和７年 11 月 28 日）	・琴浦町の水道事業の現状と今後 ・水道事業会計と財政状況 ・琴浦町水道ビジョンについて
第２回（令和８年２月 27 日）	・水道ビジョンの改定 ・建設事業の評価 ・経営の評価
第３回（令和８年４月 24 日）	・水道料金等の評価 ・料金改定の背景/考え方 ・料金改定率の検討
第４回（令和８年７月３日）	・料金体系の検討 ・料金改定（案）
第５回（令和８年８月 18 日）	・料金改定（最終案）
第６回（令和８年 10 月２日）	・水道ビジョンの改定（案）について ・具申（案）について

５．琴浦町水道事業等評価委員会委員名簿

氏名	区分
道前　緑（委員長）	学識経験者
中島　章男（職務代理者）	水道利用者（旧赤碕町地区）
八幡　雄典	学識経験者
松田　俊慈	琴浦町商工会推薦者
安谷　潔美	琴浦町商工会推薦者
竹中　緑	水道利用者（旧東伯町地区）
馬野　忠篤	水道利用者（旧簡易水道地区）

（案）

琴浦町水道料金の適正化に関する具申 付属資料

１．本付属資料の目的

当評価委員会は、令和７年 11 月から令和８年 10 月まで合計６回にわたり、安全で持続可能な給水体制を将来に引き継ぐための水道料金体系について審議を重ねてまいりました。 本付属資料は、健全な独立採算制の維持と、住民負担を可能な限り抑制することを両立させる料金体系の在り方をはじめ、委員会での具体的な評価結果や今後の検証方針などを整理したものです。 これは、町長への具申内容を詳細に補完し、水道経営の現状と課題を整理することで、重要な基礎資料として役立てていただくことを目的として作成したものです。

２．実施要綱第２条に基づく評価の結果

当委員会は、琴浦町水道事業等評価実施要綱第２条に定められた各活動評価項目に沿って、評価を実施しました。

(1) 経営の評価

有収水量の減少と料金収入の低迷により、本町の水道事業は厳しい財政状況にあります。給水区域内人口は平成２７年の１万 7,598 人から令和７年には１万 5,168 人へと減少しており、有収水量も大幅に落ち込んでいます。 経常収支比率は令和２年度の 129.23％から令和７年度末には 105.80％へと急低下しており、現行料金のままでは将来的に資金が枯渇することが確実です。独立採算制を堅持し、安全な給水体制を維持するためには、早期の料金改定が不可避であると評価しました。

(2) 建設事業の評価

管路や施設の老朽化に伴う耐震化や更新はライフラインの強靭化に不可欠です。本町は①昭和後期から平成初期、②平成中期から平成後期、に整備された管路が多く、①については令和 10 年頃、②については令和 30 年頃に一斉に法定耐用年数の経過時期（40 年）を迎えます。

また、簡易水道９地区の上水道への統合は、安全な給水の面で極めて妥当である一方、統合に伴う管路耐震化や管理コストを増大させています。

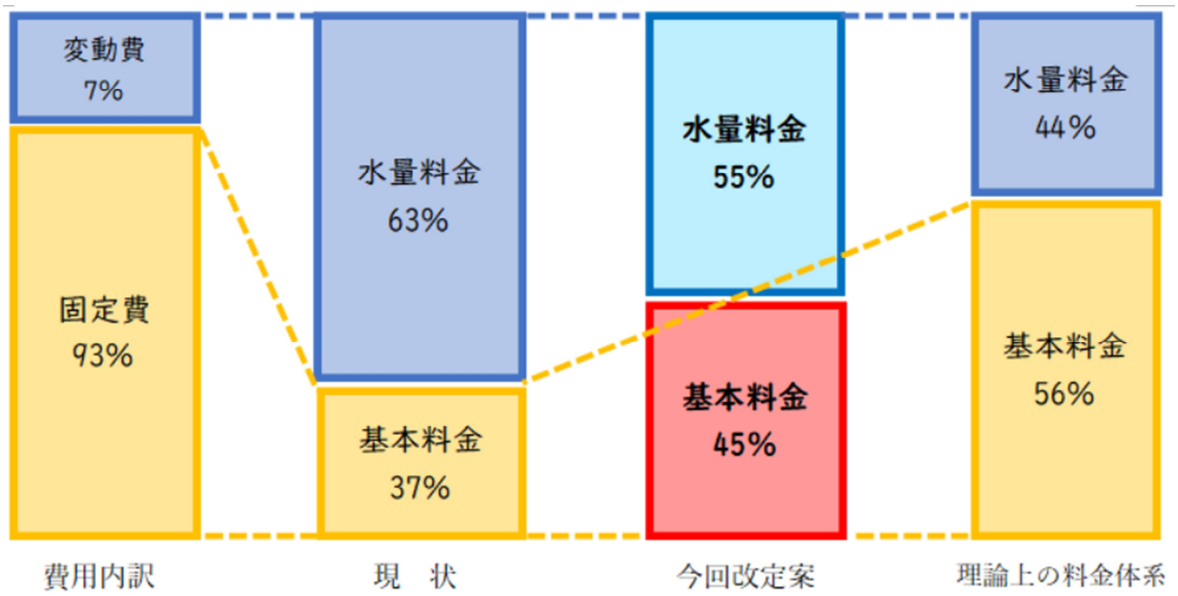
こうした中、法定耐用年数を経過しても、個々の状態を精査して更新目安を延長する「使えるものは長く使う」平準化方針や、更新時に高い耐久性と耐震性を誇る水道管を積極的に採用する方針は、長期的な財政負担の抑制に寄与する妥当な方針であると評価しました。

(3) 水道料金等の評価

本町は一人当たりの水道管延長（単位管延長）が県内４位と長く、施設数も 63 箇所と非常に多いため、全体の支出の約 93％を占める多額の固定費が発生します。 しかし、現行の料金構造における基本料金割合は約 37％に留まり、残り 63％を水量料金に依存しています。人口減により水需要が低迷する中、減少していく水量料金に頼らず固定費を安定的に回収するためには、水道料金収入全体に占める基本料金部分の割合を適正に引き上げ、施設を水道利用者全体で平等に支え合う料金構造へと見直すことが妥当であると評価し、多くの改定案を検討した結果、「基本料金割合 45％」の改定案を採択しました。この改定案は、1 カ月あたりの基本水量（８㎥）を超えた部分の水量料金について、９～15 ㎥までを 195 円/㎥、

16 ㎥以上を 229 円/㎥とし、比較的使用水量の少ない世帯の負担増を抑制しています。

基本料金割合のイメージ



(4) その他管理者が必要と認めた活動の評価

検針業務の効率化を目指す「スマートメーターの試験導入」活動を評価しました。本町は山間部や豪雪地帯などの検針が比較的困難な地域が多く、また検針員の高齢化やなり手不足は深刻な課題です。 スマートメーターは無線で自動検針でき、積雪時の検針業務の効率化、迅速な漏水発見による無駄の削減などに大きく資するものです。今後も山間部を中心に整備を推進していくことが有効であると評価しました。

３．効率的な経営・経費削減・職員確保と人材育成の取り組み

水道料金の改定によって住民の皆様に新たな負担をお願いする以上、水道事業は料金改定後においても経費削減と業務効率化を徹底しなければなりません。

当委員会としては、この委員会で検討した施設や管路の長寿命化や、耐久性に優れた資材の計画的採用を堅持することに加え、デジタル技術を活用した業務効率化、将来の水需要の推移を見極めた給配水能力の見直しや施設集約など、多角的な経費削減策を推進することを求めます。

さらに、水道事業を安定して運営していくため、技術継承のための職員確保と確実な人材育成に努めることも求めます。

また、町民の皆様に水道インフラの重要性と料金改定の必要性を理解して頂けるよう、積極的に情報発信を展開することを望むものです。

４．料金改定のスパン（検証方針）

【パターン１：原則３年ごとに見直す案】

（案）

今回の料金改定の実施にあたっては、近年の社会経済情勢の急激な変化や物価の不確実な変動に対応するため、料金検証の期間を柔軟に設定します。

具体的には、原則として３年ごとに、本町水道事業の経営状況や物価の推移、有収水量の動向などを確認し、料金改定の必要性を検証する方針とします。

これは「３年が経てば自動的にさらなる値上げを実施する」という意味では決してありません。社会情勢や物価が安定しており、水道経営が健全に維持されていれば現行料金を据え置くことも含め、３年ごとに実態を検証する姿勢を明確にすることで、将来における経営環境の変化に柔軟に対応すべきです。

【パターン２：原則５年ごとに見直す案】

今回の料金改定の実施にあたっては、中期的な財政計画や施設更新投資の進捗状況を見極め、安定的な水道経営を行うため、料金検証の期間を「原則５年」と設定します。

本町水道事業経営戦略（水道ビジョン）の計画期間や見直し時期と合わせることで、主要な事業取組みの達成度と一体的に、料金水準が適正であるかを原則５年ごとに検証・検討する仕組みとします。

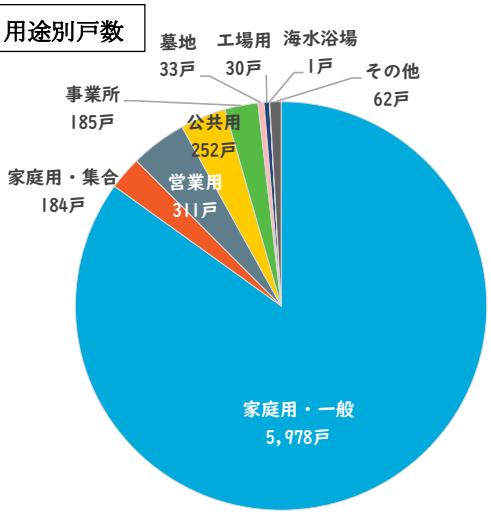
これは「５年が経過すれば自動的にさらなる値上げを実施する」という意味では決してありません。社会経済情勢や物価が安定しており、収支バランスが健全に維持されていれば、現行料金を据え置くことも含めて検証する方針です。ただし、この５年期間中に著しい物価高騰や大規模な災害など、想定を超える急激な情勢の変化が生じた場合には、５年の経過を待たずに状況に応じて柔軟に見直しを検討すべきです。

（案）

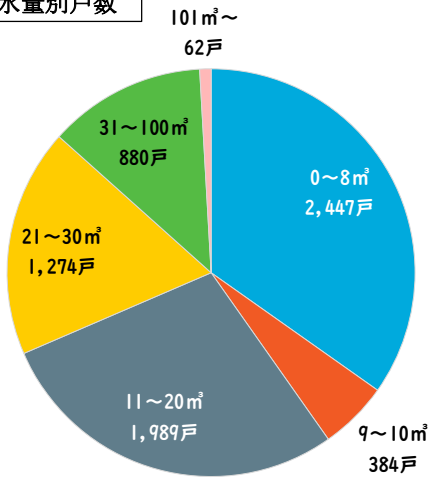
参考資料

・琴浦町水道利用者の分布（令和７年度）

用途別戸数

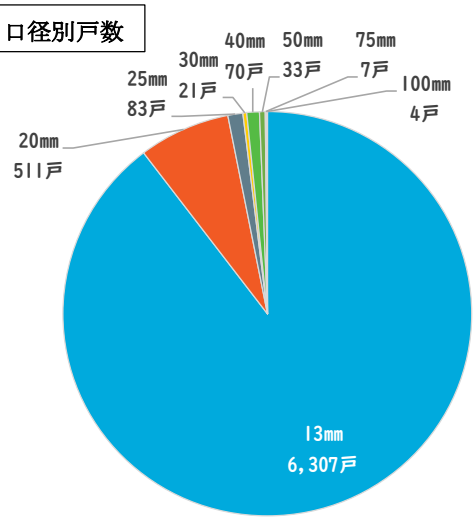


使用水量別戸数



※使用水量は令和７年度の平均使用量

口径別戸数



・具申する料金改定案の年間増加額例（各人数世帯の１カ月平均使用水量の場合）

	現行			改定後			増加額	増加率
1人世帯 8㎥	基本料金	基本使用料	1,188円	基本料金	基本使用料	1,841円	653円	55%
		量水器使用料	105円		量水器使用料	184円	79円	75%
	水量料金		0円	水量料金		0円	0円	－
	合計金額		1,293円	合計金額		2,025円	732円	57%

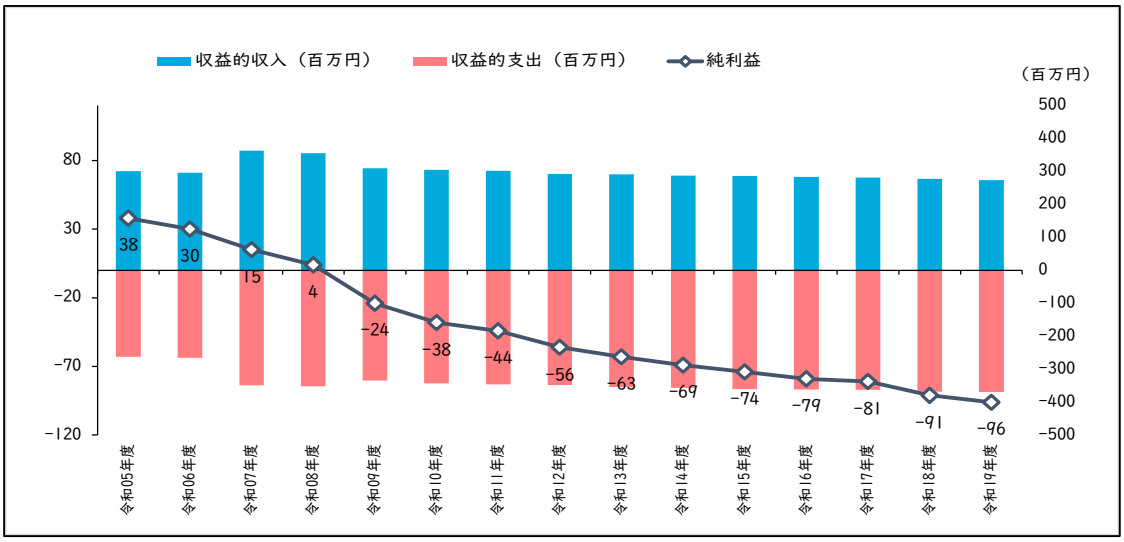
	現行			改定後			増加額	増加率
2人世帯 15㎥	基本料金	基本使用料	1,188円	基本料金	基本使用料	1,841円	653円	55%
		量水器使用料	105円		量水器使用料	184円	79円	75%
	水量料金		1,337円	水量料金		1,365円	28円	2%
	合計金額		2,630円	合計金額		3,390円	760円	29%

	現行			改定後			増加額	増加率
4人世帯 25㎥	基本料金	基本使用料	1,188円	基本料金	基本使用料	1,841円	653円	55%
		量水器使用料	105円		量水器使用料	184円	79円	75%
	水量料金		3,247円	水量料金		3,655円	408円	13%
	合計金額		4,540円	合計金額		5,680円	1,140円	25%

（案）

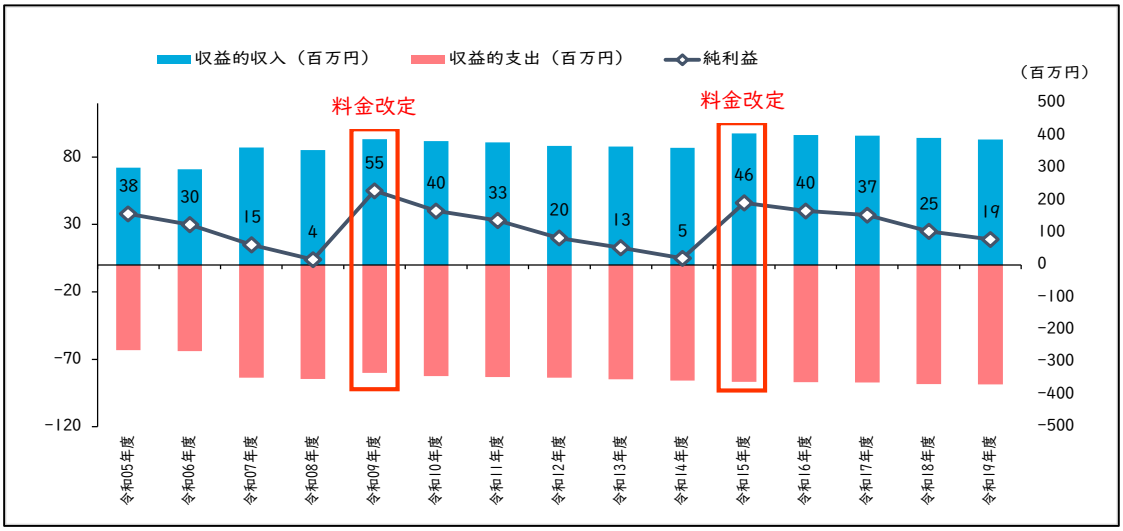
・純利益の変化

現行料金を継続した場合



※令和７年度の決算確定前に作成したもの。

料金改定を実施した場合



※令和９年４月に平均 30％の増、令和 15 年４月に平均 15％の増となる料金改定を行った場合。